

第2回天栄村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年2月21日(月) 13時30分～14時46分
- 2 開催場所 天栄村役場 正庁
- 3 出席委員 (9人)

委員	内	山	正	勝
委員	円	谷		要
委員	松	崎	兵	一
委員	塩	田	善	大
委員	小	針	重	男
委員	石	塚	繁	男
委員	佐	藤	正	尉
委員	常	松		栄
委員	佐	藤	光	榮

農地利用最適化推進委員

大	須	賀	隆
佐	藤	惠	司
小	板	橋	正
金	子	光	彌
車	田	敏	和

- 4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について
- 議案第2号 現況確認証明申請適否決定について
- 議案第3号 令和3年度農用地利用集積計画適否決定について
- 議案第4号 令和4年度農作業労働賃金標準額の設定について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 黒澤伸一
農業委員会書記 高津優

- 事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。
開会を職務代理よりお願いします。
- 職務代理 ただいまから、令和4年第2回天栄村農業委員会総会を開会致します。
事務局長 続きまして、会長よりご挨拶をお願い致します。
- 会長 (会長挨拶)
- 事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることとなっておりますので、会長よろしくお願い致します。
- 会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます、よろしくお願い致します。出席、本日の出席委員は9名です。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。議事録署名委員の指名については8番委員、1番委員の両名をお願い致します。それでは議事に入ります。
- 議長 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。No.1について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (1ページ～2ページ朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
- 議長 意見・質疑なしと認め、これは報告事項でありますので、承認とさせていただきます。
(13:39決定)
- 議長 続いて、No.2について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (3ページ～4ページ朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
- 議長 意見・質疑なしと認め、これは報告事項でありますので、承認とさせていただきます。
(13:40決定)
- 議長 続いて議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請適否決定について」の件を議題といたします。事務局より説明願います。

- 事務局 (5ページ～6ページ朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。 8番委員 よりご説明願います。
- 8番委員 2月17日に■■■さんは、自宅へ訪問し、■■■さんには電話で確認しました結果、事務局の説明通りで間違いありません。過去に、同様な事例で、売買によるトラブルがあり、慎重に内容を確認しましたが、申請地を見に行ったところ圃場も整理されており、何年も借りているということで間違いのないかなと判断いたしました。圃場は、小川の芹沢から集落へ向かう途中の右手に小屋があり、花木が植えてありました。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
- 4番委員 以前から、天栄村で耕作しており、花木というか果樹である桃や自然薯を作付けし、直売所やJA天栄支店へ出荷しております。
- 議長 他に意見・質疑ありましたらお願いいいたします。
- (意見・質疑なし)
- 議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。
- 異議なしの方は挙手を願います。
- 挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
- (13:49決定)
- 議長 続いて議案第2号「現況確認証明申請適否決定について」の件を議題といたします。No.1について、事務局より説明願います。
- 事務局 (8ページ～11ページ朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。 4番委員 よりご説明願います。
- 4番委員 事務局の説明通りですが、16日(水)に会長を含め5人で確認いたしました。現況も山影で日が当たらず、駐車場や資材置き場として利用していたということで、農地に戻すのは不可能であると判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
- 議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
- 議長 意見・質問がありましたらお願いいいたします。
- (意見・質疑なし)
- 議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。
- 異議なしの方は挙手を願います。
- 挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
- (13:55決定)

- 議長 続いて、No.2について、事務局より説明願います。
- 事務局 (12ページ～18ページ朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。2番委員 よりご説明願います。
- 2番委員 現況確認に行った際には、更地になっておりましたが、グーグルマップで確認したところ、解体前の住宅が確認できました。元々地目が畑ということですが、何年も住宅として利用していたとのことですので、農地へ戻すのは不可能ではないかなと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
- 8番委員 現況確認に行った際には、解体作業が始まっていたということですか。
- 事務局 現況確認に行ったときには、壊して更地になっておりました。こちらは、昨年の地震の影響による被災で取り壊しを行ったとのことでした。当然、住宅をこれから再建築する訳ですが、現在は登記する際にも農地には建設できないということもあり、非農地証明の申請を行ったとのことでした。
- 8番委員 今回のように、自然災害などが起きて調べてみたら、土地の地目が農地のままであったというケースがよくあります。他にもこれから出てくる可能性は高いと思います。
- 議長 その他意見ございませんか。
- (意見・質疑なし)
- 議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。
- 異議なしの方は挙手を願います。
- 挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
- (14：01決定)
- 議長 続いて、No.3について、事務局より説明願います。
- 事務局 (19ページ～22ページ朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。3番委員 よりご説明願います。
- 3番委員 事務局の説明通りで間違いありません。現地確認は5名で行い、また地権者も参加いただきました。現場も草木が生い茂っているような状況です。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
- 議長 意見・質疑ございませんか。

(意見・質疑なし)

議長

意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:05決定)

議長

続いて議案第3号「令和3年度農用地利用集積計画適否決定について」の件を議題といたします。No.1について、事務局より説明願います。

事務局

(23ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。西郷・中郷地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員

2月20日それぞれ確認したところ、事務局の説明通りで間違いありませんでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長

意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:09決定)

議長

続いて、No.2について、事務局より説明願います。

事務局

(23ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。西郷・中郷地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員

この内容についてこちらも2月20日にそれぞれ確認しました結果、事務局の説明通りで間違いのないことでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長

意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(1 4 : 1 1 決定)

議長 続いてNo.3に入る前に、この議案は 1 番委員 の案件となります。よ
つて、天栄村農業委員会会議規則第10条の規定により、
1 番委員 は退席願います。

(1 番委員 退席)

議長 No.3について、事務局より説明願います。

事務局 (2 3 ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願
いたいと思います。 上松本・下松本地区 農地利用最適化推進委員よりご
説明願います。

推進委員 この申請内容について電話にて確認しました結果、玄米50kgという内
容でしたが、条件の悪いところも含めて事務局の説明通りで間違いないと
のことでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願いま
す。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(1 番委員 着席)

(1 4 : 1 4 決定)

議長 続いてNo.4について、事務局より説明願います。

事務局 (2 3 ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願
いたいと思います。大里北部・中部地区 農地利用最適化推進委員よりご説
明願います。

推進委員 固定電話が現在は、ご自宅に無いため、ご自宅へ伺いこの案件について確認い
たしました。説明のとおりで相違ございません。ご審議のほどよろしく願
います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願いま
す。 意見・質問はございませんか。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:17決定)

- 議長 続いてNo.5について、事務局より説明願います。
事務局 (23ページ朗読)
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。大里北部・中部地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。
推進委員 この案件につきましても、双方へ確認しましたが、相違ないということです。ご審議のほどよろしく願います。
議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。
異議なしの方は挙手を願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
(14:20決定)

- 議長 続いてNo.6、No.7について、関連がございますので一括して事務局より説明願います。
事務局 (24ページ朗読)
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。大里北部・中部地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。
推進委員 3名に確認をとりましたが、この内容のとおり相違ないとのことでした。ご審議のほどよろしく願います。
議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。
異議なしの方は挙手を願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
(14:23決定)

- 議長 続いてNo.8、No.9について、事務局より説明願います。
事務局 (24ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。大里東部・大里南部地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 2月17日に双方の自宅へ訪問し、確認して参りました。その結果、事務局の説明通りで間違いありません。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:27決定)

議長 続いてNo.10～No.14について、関連がございますので、一括して事務局より説明願います。

事務局 (24ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。大里東部・大里南部地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 1月18日に全件確認いたしました。事務局の説明通りです。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

8番委員 前にも説明いただいておりますが確認のためにもう一度、XXXXXXXXXXさんについてどのような仕事をしているか説明願います。

事務局 XXXXXXXXXXさんについては、各地で農業をやられておりますが、主に飼料を作っている会社です。畑で野菜の作付けをしています。今回の案件の補足をしますと新規の申請ですが、農協の「農地流動化事業」を活用していた内容となります。しかし、JAが事業撤退をしたために、今回利用権設定した形となります。

8番委員 どういった野菜を作付けしていますか。

事務局 牧之内の大徳坊地区では、キャベツ、ニンジン、大根など各地で作付けしております。

議長 他に意見・質疑はありませんか。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。
異議なしの方は挙手を願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
(14:35決定)

議長 続いてNo.15について、事務局より説明願います。

事務局 (24ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。今坂・中屋敷・太多郎地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 双方へ確認して参りました。その結果、事務局の説明通りで間違いありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:37決定)

議長 続いて議案第4号「令和4年度農作業労働賃金標準額の設定について」の件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (26ページ～27ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、各委員より忌憚きたんのないご意見をお聞かせ願いたいと思います。意見・質疑ある方は挙手願います。

資料の内容は、昨年と同じ内容で(案)としているということです。

事務局 今ほど説明ありましたとおり、令和3年度を参考に資料を作成しております。

3番委員 雇人費については、日雇いでの表記ですので自給明記がありません。福島県の最低賃金は超えていますでしょうか。

事務局 現在が、828円で8時間ですので6,624円ということで、こちらの案では、7,000円ですので上回っているということです。

8番委員 この標準額については、米価が上がらないので借りる側は負担があるのであまりあげられないのかなと思います。昨年も改訂したということもあつ

て、現状維持する形で、あくまで参考なのであとは相対で設定いただければいいのかなと思います。

推進委員

この標準額は、税込みの価格でよろしいでしょうか。

事務局

税込みでの表記となりますので、欄外に追記いたします。

7番委員

ブロードキャスターの備考に60kgとありますが、多いような気がします。

事務局

あくまで、10aあたりの目安での表記となります。したがって、各自で調整いただければと思います。

議長

他に意見・質疑はございませんか。

(意見・質疑なし)

議長

意見・質疑なしと認め、(案)の削除を願います。

本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:46決定)

議長

以上をもちまして本日提出された案件の議事を終了しました。

これをもって議長をおろさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

事務局長

慎重審議ありがとうございました。閉会を職務代理よりお願いいたします。

職務代理

以上を持ちまして、第2回天栄村農業委員会総会を閉会致します。

(14:46終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

令和4年3月18日

内山正勝



岡谷 要



松崎 兵一

